

横浜環状北線（市道高速横浜環状北線）横浜環状北線トンネル における危険物積載車両の通行の規制に関する検討

1 水底トンネル等の要件適合性

トンネルにおける危険物積載車両の通行規制については、道路法第46条第3項において水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む）の構造を保全し、又は水底トンネル等における交通の危険を防止するため。危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限することができるものとされている。

水底トンネルに類するトンネルについては、道路法施行規則第4条の9において、①水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの（水際、水底トンネル）②又は長さ5千メートル以上のトンネル（長大トンネル）とされている。

横浜環状北線トンネルは延長約5.9 kmであることから、危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限できる「長大トンネル（上記②）」に該当する。

2 規制内容の基本的考え方

横浜環状北線トンネルについては、以下の理由から、危険物積載車両の通行を禁止又は制限する必要があると考えられる。

- ①危険物積載車両に係る事故の発生するリスクはトンネル延長に比例して上昇する。このため、延長が5千メートルを超える横浜環状北線トンネルではそのリスクが高く、通行車両や利用者に甚大な被害を及ぼすおそれがあること
- ②横浜環状北線トンネルにおいて危険物積載車両の通行を禁止しても、周辺にう回できる代替道路が存在すること